

地域委員会が担っている機能の移行イメージ(試案)

資料No.1-1

令和2年6月 地域振興戦略部

		現在 ※条例設置	第1段階 (地域委員会の運営を一部見直し) ※条例改正なし	第2段階 (地域委員会を廃止し、新たな仕組みに置換え) ※要綱設置		
			R3年度	R4年度以降		
住民主体の広聴及び地域課題検討の仕組み		<p>※取扱いのルールが明確化されていない (政策検討へ)</p>	<p>※要望への対応のルール化 (政策検討へ)</p>	<p>※詳細は別紙参照</p>		
ポイント	概要	—	・分科会に専門家等が参加できるようにする	・地域からの要望・提案の取扱いを明確化 ・地域の状況に応じた広聴の場を設定できる ・地域の状況や課題に応じて、多様な検討チームを設置し柔軟にメンバーを選定できる		
	①組織・メンバーの柔軟性	2年間組織・メンバーが固定化。課題に適した柔軟な組織・メンバーの設定や、外部の専門家を参加させずらい	必要に応じて、専門家や外部の経験者等が検討に参加できる → 議論が深まり、実行性も向上	地域を俯瞰できるコミセン等をプラットフォームに、組織とメンバーを柔軟に選定できる → 多様な課題に対し様々な住民が検討に参加することで、議論が深まり、実行性やまちづくりの意識も向上		
	②地域住民の認知	地域委員会の活動が住民に認知されていない → 支所だより等で周知する	支所からのお知らせなどで活動を周知することにより、住民への認知度を高める	プラットフォーム化された新たな仕組みで、パブリックコメントやコミセンだより等を活用しながら、区長会等を通じて地域全体に情報発信することで住民への認知度を高める		
	③検討結果の取扱い	地域の要望に対する市の対応が明確化されていない → 要望の対応をルール化する	・対応をルール化する	対応を明確化(地戦部集約後、担当課で検討。市長協議のうえ回答) → 地域の要望が政策検討に繋がり、実行性やまちづくりへの意識も向上		
	④広聴(代表性)	住民要望は区長等の方が詳しい場合がある	同左	地域の状況に合わせ、区長のほかコミセンや任意の新組織等を活用することで、より幅広い住民から地域に密着した意見が聴取できる → 広聴が強化。まちづくり検討と役割分担し、それぞれの専門性も高める		
(参考) 地域委員会の要望への反映	広聴の仕組み	生活系広聴は区長会等でも担える	—	—	地域の状況に応じて柔軟に選択、設定できる	
		世代等バランスのとれた意見集約	—	14人以内の地域委員会がベースであり多世代の参加は限定される	地域の状況に応じて柔軟に選択、設定できる	
		SNS等の活用で多様な声も拾える	—	—	—	個人攻撃等のリスクを回避する仕組みの検討を要する
		意見が政策検討に取り上げられる	—	—	—	要望の取扱いを明確化することで透明性を確保する
	まちづくりの検討の仕組み	メンバーと組織を柔軟に設定できる	—	地域委員のほか、専門家を加えることができる	—	課題に応じた組織とメンバーを柔軟に設定できる
		多世代が気軽に意見を出し合える	—	14人以内の地域委員会がベースであり多世代の参加は限定される	—	自主的な検討チームを設置しやすくなるため多世代の参加が促される
		俯瞰した立場で検討できる	—	—	—	俯瞰した立場の組織(プラットフォーム)のもとで多様な検討組織が設置できるため、俯瞰性と専門性の両立が可能
多様な主体、地域が連携できる	—	—	—	—	プラットフォームのもとで情報共有、連携を促すことが可能	
検討結果が地域内で共有される	—	—	—	—	コミセンだよりや支所からのお知らせなどで周知することにより、住民の認知度を高める	
提案が政策検討に取り上げられる	—	—	—	—	提案の取扱いを明確化することで透明性を確保する	